

【おきなわ彩発見NEXT】利用者に求める条件

以下の利用条件を全て満たす者の場合に限り、旅行割引の適用及び地域クーポンの付与が可能となります。

- ① 日本在住者（沖縄県内在住者を含む）
- ② 旅行割引は、沖縄を目的地とする旅行・宿泊が対象となります。
 - ・沖縄県民の県内旅行を含む
 - ・修学旅行、出張等も利用可※公費での出張や修学旅行の引率などは対象外となります。
- ③ 旅行代理店にてご予約の申し込み、宿泊施設でチェックインを行う際に、身分証（運転免許証・健康保険証など）の原本を提示できること
身分証のコピーや保管は不要とする
- ④ ワクチン3回目以上の接種済証または検査の陰性結果の提示
※2023年5月8日宿泊分より接種・陰性証明は不要となります
【ワクチン3回目以上の接種済証】の提示
ア) デジタルワクチン接種証明書または紙の接種証明書を提示ください。

【検査結果通知書】の提示
ア) 同居家族等と旅行する12歳未満のこどもの掲示は不要です。
イ) PCR検査及び抗原定量検査の場合：宿泊または旅行開始前3日以内まで有効です。
ウ) 抗原定性検査の場合：宿泊または旅行開始前の前日または当日まで有効です。
エ) 市販の検査キット（セルフチェック）は認められません。
検査結果は、以下の項目が明記されている検査を利用すること A. 受検者氏名 / B. 検査結果 / C. 検査方法 / D. 検査所名 / E. 検体採取日 / F. 検査管理者氏名 / G. 有効期限
※抗原定性検査を、参加事業者管理の下で行い、検査結果通知書を発行する場合は、上記「C. 検査方法」の代わりに「キット名」を、「D. 検査所名」の代わりに「事業者名」を記載してください。
※チェックイン当日にワクチン3回目以上接種済証及び、陰性結果の提示が出来ない場合は割引前の料金でのご宿泊となり、地域クーポンもお渡し出来ません。また、取り消し料金（キャンセル）につきましては、よくあるご質問をご参照ください。
※同居家族等と旅行する12歳未満のこどもの「ワクチン3回目以上の接種済証」「陰性結果」の掲示は不要です。
—但し、同居家族が「ワクチン3回目以上の接種済証」「陰性結果」の掲示できること。
- ⑤ 本事業の趣旨・目的を理解し、沖縄県（彩発見NEXT事務局を含む）、本事業に参加している宿泊事業者および、地域クーポン加盟店からの依頼に協力できること